

岩手県監査委員告示第17号

随時監査結果の公表（平成20年岩手県監査委員告示第37号）及び随時監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第39号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関名 岩手県警察本部及び各警察署

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日

- ア 平成20年11月19日から同月26日まで
- イ 平成21年10月13日から同月23日まで

(2) 本監査実施日

- ア 平成20年11月26日
- イ 平成21年11月5日

3 監査結果の公表の日

平成20年12月12日及び平成21年11月13日

4 監査意見及び措置内容

監査意見	措置内容
<p>需用費において、「預け金」や「差替え」等の不適当な支出が行われていたことは遺憾であり、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう強く望むものである。</p> <p>なお、国庫補助対象性について、疑義があるものについては、関係省庁と速やかに調整を行われたい。</p>	<p>1 再発防止策については、「不適切な事務処理に関する調査報告書（最終報告）」で取りまとめた事項を、次のとおり実施し、事務処理の適正化に取り組んでいるほか、平成22年1月20日付けで、適正な会計経理の推進及び職員の会計経理に対する意識の向上等を図ることを目的として「岩手県警察会計経理アドバイザー制度」を創設し、再発防止に取り組んでいる。</p>
<p>公費の不適当な事務処理が長年にわたり行われていたことに加え、定期監査以前から数次にわたり内部調査の状況を報告するよう要求したにもかかわらずその調査報告が著しく遅延したことは、安全安心な社会の維持にかかわり、職務遂行の公正さを求められる警察行政に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾である。</p> <p>これら不適当な事務処理のうち違法行為又は服務規律違反の行為があったものについては、速やかに実情を調査し、厳正な処置を取るとともに、県民への説明責任を果たし、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう行政執行体制の確立を図ることを強く望む。</p> <p>今回の内部調査において公用として整理されている物品</p>	<p>(1) 職員教育及び意識改革については、平成20年12月から各種会議を開催し、職員に対する指導・教養を行い、公金に対する責任の自覚と意識改革の徹底に努めている。</p> <p>また、不適切な事務処理の再発防止の徹底を図るため、平成21年11月5日から同月27日までブロック別会計事務担当者会議を6回開催したほか、平成22年1月22日の県下警察署長等会議等において岩手県警察会計経理アドバイザーから不適切な事務処理の再発防止等に関する教養を受けた。</p> <p>(2) 物品調達システムの見直しについては、会計規則運用通知の一部改正に沿って発注事務と検収事務を分離し、納品書及び請求書の日付は業者による記載を徹底</p>

のうち、通常の公費購入として認めがたい物品も含まれていることから、その公費支弁する必要性についてはなお精査されたい。

また、この不適当な事務処理により取得した物品のうち備品に該当するものについては、速やかに購入外物品登録をし、適切な管理をされたい。

し、納品書は5年間保管することとしている。

また、県出納局において公開している用品調達状況を活用し、情報の共有と自らの調達状況の点検等を行い計画的な執行に努めている。

(3) 内部統制の強化については、平成21年2月4日付け本部長通達「会計事務自己点検の実施について」を発出し、所属長自ら年4回の自己点検を実施し、その結果を報告させることとした。

また、公益通報制度について改めて周知を図り、内部からのチェック機能が働くように牽制体制を強化した。

(4) 節減加算システムの運用等への適切な対応については、平成21年度当初予算から運用している節減加算や需用費の翌年度配分等の方策の趣旨を十分に認識の上、適切な予算執行に努めている。

なお、岩手県警察本部による不適切な事務処理に関する調査で判明した「預け金」のうち業者に残っていた991,462円については、平成21年10月26日までに県に納入されたほか、私的流用分3,274,032円及び私的流用分の遅延損害金970,718円については、平成21年11月24日までに元職員から県に納入された。

2 国庫補助金の返還については、関係機関と協議中であることから、この措置結果については、国庫補助金の返還完了後に通知する。

3 不適切な事務処理に関わった職員については、平成21年11月20日付けで処分を行い、同日付けで公表した。

4 公費購入として認めがたい物品については、今後は公費で購入しないこととし、平成21年11月18日付け本部長通達「随時監査及び定期監査の受監結果並びに今後の対応について」を発出の上、今後の対応に誤りのないよう指示した。

5 不適切な事務処理により取得した備品については、平成21年11月18日までに備品登録を行った。